

山口県みほり学園仮設建築物リース業務に係る質問（第2回）回答書

No.	質問内容	回答
1	A-13の2階床について、図面ではデッキプレートt=50+スタイロフォーム t=40+ベニア t=12長尺シート t=2となっておりますが、弊社床仕様はデッキプレートt=50+木棧木 t=38+ベニア t=12+ベニア t=4長尺シート t=2になりますがメーカー仕様として仕様変更出来るものと考えて宜しいでしょうか。	主要構造部を準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている必要があり、関係法令上支障がないことが確認できる場合はメーカー仕様での対応でよろしいです。
2	基礎補強を柱状改良杭にて行った場合、柱状改良は改良材で土を固めたものであるため、仮設校舎解体時、柱状改良は撤去不要と考えて宜しいでしょうか。	リース満了時は改良部を撤去の上、現況復旧とします。
3	電気設備・機械設備につきまして、ハンドホール（地中埋設配線）、雨水配管、雨水桝、排水配管、給水バルブ等の仕様を確認したところ、仮設建物に付帯する設備としては過剰な仕様となっているように見受けられます。コスト削減の観点から、リース期間中の使用に支障がなく、使用できる範囲で仕様の一部見直し応礼しても宜しいでしょうか。	仕様は図面通りとしてください。なお、仕様変更のご提案がある場合は契約締結後、協議の上、対応を検討します。
4	屋外倉庫において弊社メーカー仕様では天井は木パネルになりますが、メーカー仕様としてとして仕様変更出来るものと考えて宜しいでしょうか。	関係法令上支障がないことが確認できる場合はメーカー仕様での対応でよろしいです。
5	前回の質問内容NO. 7にその他建築物の想定とありましたが、配布された業務仕様書では主要構造部は不燃とあります。主要構造部は建築基準法2条-5に示す、壁、柱、床、梁、屋根、階段ですので延焼ラインの掛からない本計画では準耐火ロー-2（外壁は不燃）相当になるかと思えます。業務仕様書3①に指定があり、もしこれも不要とのことでしたら、公平性を期すため本計画が成立する根拠を御教授お願いします。	建築基準法施行令120条に基づき、主要構造部を準耐火構造であるか又は不燃材料で造られていることを想定しております。
6	本計画の2階、前回の質問NO. 6に及び図面の設計概要書について、2階の児童室には開放制限付きとするとありますので、各児童室は告示1436号-3へ（4）を想定されているかと思われませんが、100㎡以下かつ制限が仕上げおよび下地が不燃ですので、天井パネルの仕上げおよび下地であるウレタンフォームも不燃である必要があるとの解釈で宜しいでしょうか？もしこれが不要とのことでしたら、公平性を期すため本計画が成立する根拠を御教授願います。	告示1436号-3へ（5）に基づき、建具に開放制限付きのある室の内装下地・仕上げ材ともに不燃材料を想定しております。

7	<p>前回の質疑番号N0. 39、トップライト無しの変更は、基本設計の大幅変更を認めるという解釈ではなく、機械排煙設備を設けるなど、別の方法での解決方法も可能ということ为宜しいでしょうか？</p> <p>メーカー仕様による軽微な変更および基本設計に支障のない変更以外不可と言う解釈で宜しいでしょうか？</p> <p>入札図に指定があるのに対して、もし今回大幅な変更を認めるとのことでしたら、公平性に欠けるかと思しますので公平性および本計画成立の根拠を御教願います。</p>	<p>大幅な設計の変更を想定したものではありません。</p>
8	<p>排煙設備等免除のため、避難安全検証法性能規定ルートBでの検証は今回、宿泊設備の伴う児童福祉施設と考え不可と考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
9	<p>上記、可能の場合は質疑7と同様、公平性を保つため天井高さの変更や大きな間取りの変更を行うことなく検討する事で宜しいでしょうか？</p>	<p>No. 8の回答参照。</p>
10	<p>34ヶ月後の解体時、価格高騰等が発生した場合は解体工事費(諸経費含む)の見直し協議は行っていないだけと考えると宜しいでしょうか？</p>	<p>予測不能な事態が生じ、やむを得ないと判断される場合は、必要に応じて、別途協議を行います。</p>
11	<p>児童福祉施設の2階廊下避難通路について、建築基準法施工例第120条に基づき直通階段までの歩行距離は確保できているものと考えてよろしいでしょうか</p>	<p>建築基準法施行令120条に基づき、歩行距離が確保できる計画としています。</p>